

無線 LAN 内蔵モデムサービス利用規約

第1条 規約の適用

当社は、当社のインターネット接続サービスの加入者（以下「加入者」という）を対象に提供する「無線 LAN 内蔵モデムサービス」（以下「本サービス」という）に関して、当社所定の申込手続きを完了し利用する者（以下「利用者」という）に対し、以下のとおり利用規約（以下「本規約」という）を定めるものとします。

- 2 利用者は本規約の他、当社インターネット接続サービス契約約款（以下「約款」という）が適用されることを確認するものとします。
- 3 当社は、本サービスの利用者の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

第2条 利用申込

本サービスの利用を希望する者は、本規約及び約款を承諾し、当社所定の手続きを経て当社に申し込むものとします。

2 本サービスの利用にあたり、無線 LAN アダプター（無線 LAN カード、無線 LAN 内蔵 PC 等）が必要となります。

3 当社は、利用を申し込んだ者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 利用を申し込んだ者が実在しない場合、または、その恐れがある場合
- (2) 申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合
- (3) 利用を申し込んだ者が、当社のインターネット接続サービスの加入者でない場合
- (4) 当社の各種サービスにおいて利用料の支払いを怠っている場合、または、怠る恐れがあると当社が判断した場合
- (5) 利用を申し込んだ者の支払口座につき、金融機関等により、利用停止処分等が行われる場合
- (6) 当社が、利用を申し込んだ者を利用者とするのが技術上著しく困難である、または業務の遂行上著しい支障があると判断する場合
- (7) その他、当社が利用を申し込んだ者を利用者とするのを不相当と判断する場合

第3条 サービスの提供

本サービスは、無線 LAN 機能を内蔵した専用の端末接続装置（以下「無線 LAN 内蔵モデム」という）を利用者に貸与または販売するサービスです。

- 2 無線 LAN 内蔵モデム設置作業は、当社にて行う。
- 3 既に当社インターネット接続サービスを利用している加入者については、当社にて設置した端末接続装置（ケーブルモデム）を交換する場合があります。

- 4 交換作業にあたり、当社が別途定める交換費用が必要となります。
- 5 本サービスにおける接続対象機器は、一般的に販売される IEEE802.11b/g/n 準拠の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるものとし、業務用機器については対象外とします。

第4条 無線 LAN 内蔵モデムについて

利用者は無線 LAN 内蔵モデムから LAN ケーブルによる有線接続、及び無線 LAN 接続によって利用者端末をインターネットに接続するものとします。

2 利用者は必要に応じて、当社から指定された識別符号により無線 LAN 内蔵モデムの設定を行うことができます。ただし、利用者が変更した無線 LAN 内蔵モデムの設定に関して、当社は通信の保証を行いません。

3 本サービスは、無線 LAN 内蔵モデム標準仕様の暗号化技術を用いた接続を推奨します。無線 LAN 内蔵モデムの脆弱性によって利用者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負いません。

4 無線 LAN 内蔵モデムは本体の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、利用者が変更した無線 LAN 内蔵モデムの設定を復元することはできません。

5 当社は、利用者宅無線 LAN 内蔵モデムの障害の切り分け等のため、無線 LAN 内蔵モデムの設定変更、及び設定情報の初期化を利用者に依頼する場合、または、当社にて実施する場合があります。

第5条 接続設定

無線 LAN 内蔵モデム設置後の利用者端末等への接続設定等は、利用者にて行うものとします。

2 無線 LAN 内蔵モデム設置時、または設置後に利用者端末等への接続設定等を希望される場合、当社が別途定める設定手数料を徴収します。

3 利用者が無線 LAN 接続を行う場合、WPS 方式や当社が設定した SSID と暗号キーを指定する方式等、当社が適当と認める方式によって、無線 LAN 内蔵モデムに接続するものとします。

4 本サービスは、全ての通信機器の無線 LAN 接続を保証するものではありません。

第6条 故障等

無線 LAN 内蔵モデムの故障・破損及び紛失については、当社が別途定める代金を徴収します。ただし、当社が貸与した無線 LAN 内蔵モデムが、利用者の責によらず、故障した場合は、無償にて交換します。

2 無線 LAN 内蔵モデムを交換した場合は、SSID、暗号キーが変更となります。この場合、利用者端末の設定は、利用者自らが行うものとします。

第7条 料金

本サービスの利用料金は、約款に定めるとおりとします。

第8条 権利義務の譲渡

利用者は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ない限り、本契約上の権利または義務の全部または、一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第9条 解約

本サービスを解約しようとする場合、当社の定める期日までに文書によりその旨を申し出るものとします。

2 本サービスはインターネット接続サービスのオプションサービスとなるので、インターネット接続サービス解約時には本サービスもあわせて解約となります。

3 本サービスの解約にあたり、端末接続装置の交換、撤去が必要となる場合は別途交換費用が必要となります。

第10条 責任の範囲

本サービスを提供するにあたり、当社の故意または明らかに当社の重大な過失による損害を除き、利用者に損害を与えた場合、当社はいかなる責任も負いません。

2 本サービスを提供するにあたり、当社の設置する端末接続装置以降のPC及びその他周辺機器等が故障した場合、当社はいかなる責任も負いません。

第11条 個人情報

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱い」において公表するものとします。

第12条 準拠法

本規約は日本国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

第13条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附則 本規約は平成27年2月1日より施行します。